

○守山市生涯歯科保健推進協議会設置要綱

平成30年4月1日

守山市告示第220号

(設置)

第1条 人がいきいきとした豊かな生活を送り健康で快適な生活を過ごすために不可欠なものは健康な歯を保持することであり、乳幼児から高齢者まで生涯にわたる一貫した歯の健康増進に向けての歯科保健事業を推進するため、守山市生涯歯科保健推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は次の事項を所掌する。

- (1) 歯科保健事業の推進に関すること。
- (2) 守山市生涯歯科保健計画の進捗状況の確認ならびに評価および見直しに関すること。
- (3) その他歯科保健に関すること。

(委員の定数および選任)

第3条 協議会の委員の定数は、15人以内とし、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱または任命する。

- (1) 歯科保健の関係機関を代表する者
- (2) 教育機関を代表する者
- (3) 滋賀県南部健康福祉事務所を代表する者
- (4) 済生会守山市民病院を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、これを主宰する。

2 会議の運営について必要な事項は、会長がその都度会議に諮って定める。

(専門部会の設置)

第7条 会長は、必要に応じて協議会に専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、第2条の所掌事務のうち会長が指示する事項について、調査、研究、施策の推進等を行う。

3 専門部会の部員は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

4 専門部会の部会長は、部員の互選により決定する。

(意見の聴取)

第8条 会議または専門部会(以下「会議等」という。)において必要があると認めるときは、委員または部員以外の者に会議等への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償)

第9条 委員または部員が会議等に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払う。

2 会議等の求めに応じ、委員または部員以外の者が会議等に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払う。

3 前2項の規定にかかわらず、公務で会議等に出席した公務員またはそれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

(市の情報提供)

第10条 市は、協議会がその任務を遂行するために必要な情報を提供しなければならない。ただし、その情報が、守山市情報公開条例(平成11年条例第21号)第7条または第8条に該当するものである場合には、この限りではない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉部すこやか生活課において処理する。

付 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。